

山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(基本方針)</p> <p>第2条 指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第17条第1項に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。次条において同じ。）を除く。以下この章において同じ。）は、長期にわたる療養を必要とする要介護者（法第7条第3項に規定する要介護者をいう。）に対し、施設サービス計画（法第8条第23項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第17条第1項に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。）を除く。以下この章において同じ。）は、長期にわたる療養を必要とする要介護者（法第7条第3項に規定する要介護者をいう。）に対し、施設サービス計画（法第8条第23項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ）に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p>
<p>2及び3 ー略ー</p>	<p>2及び3 ー略ー</p>
<p>(従業者)</p> <p>第3条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）は、次に掲げる従業者を置かなければならない。</p> <p>(1)及び(2) ー略ー</p> <p><u>(3) 栄養士</u></p> <p><u>(4)～(7) ー略ー</u></p> <p>(8) ー略ー</p>	<p>4 <u>指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(従業者)</p> <p>第3条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）は、次に掲げる従業者を置かなければならない。</p> <p>(1)及び(2) ー略ー</p> <p>(削る)</p> <p><u>(3)～(6) ー略ー</u></p> <p><u>(7) 栄養士又は管理栄養士</u></p> <p>(8) ー略ー</p>
<p>2 ー略ー</p>	<p>2 ー略ー</p>
<p>3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年</p>	<p>3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年</p>

政令第375号)第1条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟(以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。)を有する病院(以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。)であるものに限る。)は、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1)及び(2) ー略ー

(3) 栄養士

(4)～(7) ー略ー

(8) ー略ー

4 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5 ー略ー

(非常災害対策)

第11条 ー略ー

(基本方針)

第17条 ー略ー

2 ー略ー

附 則

政令第375号)第1条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟(以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。)を有する病院(以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。)であるものに限る。)は、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1)及び(2) ー略ー

(削る)

(3)～(6) ー略ー

(7) 栄養士又は管理栄養士

(8) ー略ー

4 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5 ー略ー

(非常災害対策)

第11条 ー略ー

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(虐待の防止)

第15条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(基本方針)

第17条 ー略ー

2 ー略ー

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

<p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p><u>(施行期日)</u> 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>
<p>2 この条例は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p><u>(この条例の失効)</u> 2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。</p>
	<p><u>(経過措置)</u> 3 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第10条及び第22条の規定の適用については、これらの規定中「施設」とあるのは、「規則で定める事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、施設」とする。</p>
	<p>4 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第12条第2項（第23条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める訓練を定期的実施するよう努めるとともに、規則」とする。</p>
	<p>5 令和3年4月1日から同年9月30日までの間、第15条第1項（第23条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める担当者を置くよう努めるとともに、規則」とする。</p>